

前橋勢多都市計画用途地域の変更（前橋市決定）

富士見都市計画用途地域を前橋勢多都市計画用途地域に改め、前橋勢多都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 20 ha	8/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	3.7 %
第二種低層 住居専用地域	—	—	—	—	—	—	
第一種中高層 住居専用地域	約 180 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
小 計	約 36 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 216 ha						39.5 %
第二種中高層 住居専用地域	約 35 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.4 %
第 一 種 住 居 地 域	約 195 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	35.6 %
第 二 種 住 居 地 域	—	—	—	—	—	—	
準住居地域	約 22 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.0 %
近隣商業地域	約 39 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	7.1 %
商 業 地 域	約 10 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.9 %
準工業地域	約 9.7 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.8 %
工 業 地 域	—	—	—	—	—	—	
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	
合 計	約 547 ha						100 %

「種類、面積、建築物の容積率、建築物の建ぺい率、外壁の後退距離の限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、位置及び区域は変更しない」

理 由 書

前橋市に存する非線引き都市計画区域である前橋勢多及び富士見都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全していくため、富士見都市計画区域を前橋勢多都市計画区域に統合する。これに併せ、都市計画用途地域の変更を行うもの。